

別表 1

成果目標の配分基準表

①販売額または所得額の拡大		目標年度における販売額または所得額の目標が以下のいずれかとなっている。	点数
		ア 現状値より50%または800万円以上拡大することとしている。	5点
		イ 現状値より40%または600万円以上拡大することとしている。	4点
		ウ 現状値より30%または400万円以上拡大することとしている。	3点
		エ 現状値より20%または200万円以上拡大することとしている。	2点
		オ 現状値より拡大することとしている。	1点
②経営面積の拡大	規模拡大型(施設園芸)	目標年度における栽培面積の目標が以下のいずれかとなっている。	
		ア 現状より15a 以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	5点
		イ 現状より13a 以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	4点
		ウ 現状より11a 以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	3点
		エ 現状より9a 以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	2点
		オ 現状より7a 以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	1点
	規模拡大型(露地園芸)	ア 現状より2.5ha(果樹、花きの場合は 0.5ha)以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	5点
		イ 現状より 2ha(果樹、花きの場合は 0.4ha)以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	4点
		ウ 現状より1.5ha(果樹、花きの場合は 0.3ha)以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	3点

		大を行うこととしている。	
		エ 現状より1.0ha(果樹、花きの場合は0.2ha)以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	2点
		オ 現状より0.7ha(果樹、花きの場合は0.1ha)以上の栽培面積の拡大を行うこととしている。	1点
	共同利 用型	ア 事業対象となる品目の販売額を3,000万円以上増額することとしている。	5点
		イ 事業対象となる品目の販売額を2,500万円以上増額することとしている。	4点
		ウ 事業対象となる品目の販売額を2,000万円以上増額することとしている。	3点
		エ 事業対象となる品目の販売額を1,500万円以上増額することとしている。	2点
		オ 事業対象となる品目の販売額を1,200万円以上増額することとしている。	1点
	③投資対効果	下記の計算式で算出される投資対効果の値(R)が以下のいずれかとなっている。 $R = (\text{目標年度の販売額} - \text{現状の販売額}) / (\text{補助対象事業費} / 10)$	
		ア $12 \leq R$	5点
		イ $9 \leq R < 12$	4点
		ウ $6 \leq R < 9$	3点
		エ $3 \leq R < 6$	2点

	オ R<3	1点
【露地園芸型】 ④水田園芸の推進	以下のいずれかに該当している。	
	ア 本事業にて新たに1.5ha以上の畑地化を行うこととしている。	3点
	イ 本事業にて新たに畑地化を行うこととしている。	1点
【施設園芸型】 ⑤畑地化の推進	以下のいずれかに該当している。	
	ア 本事業で新たに水田から畑へ0.1ha以上の地目変更を行い、園芸施設を導入することとしている。	3点
	イ 本事業で新たに水田から畑へ地目変更を行い、園芸施設を導入している。	1点
⑥重点品目への取り組み ※重点品目、一般品目については下表にて定める	以下のいずれかに該当している。	
	ア 本事業で新たに重点品目の栽培面積の増加を行うこととしている。	3点
	イ 本事業で新たに一般品目の栽培面積の増加を行うこととしている。	1点
⑦スマート農業への取り組み ※スマート農業機械については、下表にて定める。	以下のいずれかに該当している。	
	ア スマート農業機械を含む整備計画である。 ※スマート農業機械については、下表にて定める。	3点
	イ 現在、スマート農業を実践している。	1点
⑧農地の集積	農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている。	2点
⑨新規雇用	目標年度までに新たに1名以上の常時雇用者の雇用を行う。ただし、常時雇用者とは、年間7ヶ月以上雇用される者とする。	2点
⑩青色申告と収入保	下記のいずれかに該当している。	

険の推進	ア 収入保険等(農産物を対象としたもの)に加入しているまたは実施年度中の加入が確実である。	2点
	イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行っている又は行うこととしている。	1点
⑪環境への配慮	本事業で以下のいずれかに該当している。 ア 当該品目において、目標年度までに化学農薬または化学肥料使用量を福井県特別栽培農産物認証制度実施要領別記1の別表1に掲げる使用基準以下に削減することとしている。 イ 有機JASの認証を受けているまたは目標年度までに新規で認証を受けることとしている。	1点
⑫女性の農業への参画	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者である。 イ 代表者が女性であるか、役員もしくは構成員のうち女性の合計が過半を占める法人または任意組織であるもの。 ウ 法人または任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に、女性が当該部門の責任者であるもの。	2点
⑬農福連携への取り組み	農福連携の取り組みを行っている、または実施年度中に行うことが確実である。	2点
⑭事務所加算	事務所の持ち点を2点として、事務所が独自に設定した判断基準により配点。 但し、助成対象者ごとの配点の上限は2点とし、要望数が5件を超える場合、2件増えるごとに持ち点を1点追加。	—

別表 1 関係

1. 重点品目と一般品目(⑥関係)

	野菜	果樹	花き
重点品目	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、タマネギ、ニンジン、トマト、キュウリ、イチゴ、カボチャ、サトイモ、ハウレンソウ、ラッキョウ	ウメ(白干梅含む)、ナシ、ブドウ	スイセン
一般品目	ダイコン、メロン、スイカ、ソラマメ、アスパラガス、ナス、カンショ、スイートコーン、レタス、カブ、コマツナ	カキ(つるし柿含む)、ミカン、イチジク、モモ、スモモ、キウイフルーツ、レモン	キク
その他	県が特に必要と認める品目	県が特に必要と認める品目	県が特に必要と認める品目

2. スマート農機について(⑦関係)

スマート農機 (単価が 10 万円以上のものに限る)	①自動操舵装置および同装置を搭載する機械本体、ドローン、栽培管理システム、草刈り機、自立走行またはリモコン式の草刈り機、アシストスーツ、電動剪定ハサミ ②導入する上記①に装着して利用する機械 ※これ以外に農林総合事務所長等がスマート農機と認めたもの
-------------------------------	---